

一般名処方加算・外来後発医薬品使用体制加算について

□一般名処方について□

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋の事です。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。

また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。

その為、当院では、薬剤の供給状況を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけております。

□外来後発医薬品使用体制加算について□

当院では先発医薬品より安価で同等な後発（ジェネリック）医薬品を推進しており、後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っております。

後発医薬品とは、先発医薬品と同じ成分を含むものであり、同じ効果が期待できます。

患者様への医療費負担の軽減しながらの治療が期待できます。

また医薬品供給不足が発生した場合には、患者様に必要な医薬品を供給するために、以下のような対応を行います。

代替品の提供：供給不足のある医薬品に代わる、同等または類似の効果が期待できる別の医薬品を提供します。

医師が患者様に適切な用量を決定し、医薬品を調整します。

用量、投与日数の変更：医薬品の用量を調整することで、現在の処方量での治療を継続することが可能な場合があります。

以上のことを踏まえ当院では薬剤の一般名を記載する院外処方箋を発行することがあります